

地域指定等の状況(2024年度)

	中部圏			山村	離島	過疎	辺地所在	広域行政圏	公害防止		中部圏			山村	離島	過疎	辺地所在	広域行政圏	公害防止
	都市整備区域	都市開発区域	保全区域								都市整備区域	都市開発区域	保全区域						
県計	46	5	18	6	2	5	7	5	5										
大都市計	1	0	0	0	0	0	0	0	1										
都市計	32	5	12	3	1	2	4	5	4										
町村計	13	0	6	3	1	3	3	0	0										
名古屋市	○								○	あま市	○								
豊橋市		○	○						○	長久手市	○								
岡崎市	○		○	○			○		○	東郷町	○								
・都市整備区域…旧岡崎地域が該当 ・山村及び辺地…旧額田地域が該当 ※合併前市町村名										豊山町	○								
一宮市	○									大口町	○								
瀬戸市	○		○							扶桑町	○								
半田市	○									大治町	○								
春日井市	○		○							蟹江町	○								
豊川市		○	○							飛島村	○								
津島市	○									阿久比町	○								
碧南市	○							○	○	東浦町	○			○			○		
刈谷市	○							○		南知多町	○		○						
豊田市	○		○	○		○	○			美浜町	○		○						
・都市整備区域…旧豊田市地域が該当 ・山村…旧藤岡町(旧藤岡村)、旧小原村、旧足助町(旧盛岡村、旧賀茂村、旧阿摺村)、旧下山村(旧下山村)、旧旭町(旧旭村、旧三農村)及び旧稲武町が該当 ※合併前市町村名(昭和25年2月1日時点の市町村名) ・過疎…旧小原村、旧足助町、旧旭町及び旧稲武町地域が該当(注2) ・辺地…旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町及び旧稲武町地域が該当										武豊町	○								
										幸田町	○		○						
										設楽町			○	○		○			
										・山村…旧設楽町(旧段嶺村、旧名倉村、旧振草村)及び旧津具村(旧上津具村、旧下津具村)が該当 ※合併前市町村名(昭和25年2月1日時点の市町村名)									
安城市	○							○	○	東栄町			○	○		○	○		
西尾市	○		○		○		○			・山村…東栄町(旧御殿村、旧園村、旧振草村及び旧三輪村(現町域部分))が該当 ※合併前市町村名(昭和25年2月1日時点の市町村名)									
・辺地所在…旧一色町地域が該当										豊根村			○	○		○	○		
蒲郡市		○	○							・山村…旧豊根村及び旧富山村が該当									
大山市	○		○																
常滑市	○																		
江南市	○																		
小牧市	○		○																
稲沢市	○																		
新城市		○	○	○			○	○											
・都市開発区域…旧新城市地域が該当 ・山村…旧鳳来町(旧七郷村、旧鳳来寺村、旧海老町、旧山吉田村、三輪村(現市域の部分))及び旧作手村地域が該当 ※合併前市町村名(昭和25年2月1日時点の市町村名) ・過疎…旧鳳来町及び旧作手村地域が該当 ・辺地…旧鳳来町及び旧作手村地域が該当																			
東海市	○																		
大府市	○																		
知多市	○																		
知立市	○								○										
尾張旭市	○																		
高浜市	○								○										
岩倉市	○																		
豊明市	○																		
日進市	○																		
田原市		○	○																
愛西市	○																		
清須市	○																		
北名古屋市	○																		
弥富市	○																		
みよし市	○																		

(注) 1 根拠法律

中部圏…中部圏開発整備法 山村…山村振興法 離島…離島振興法 過疎…過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法  
 辺地所在…辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(これは、地区の指定であり、市町村そのものの指定ではない。)  
 公害防止…公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後一定期間、財政措置を講ずる(「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の執行後の財政措置について(通知))

2 2027年3月31日までの経過措置

3 本表は2025年3月31日現在の状況である。